

SNP情報の利用に関する取扱要項

制定 平 26. 6 . 3

(趣 旨)

第1 一般社団法人日本ホルスタイン登録協会（以下、「本会」という。）は、試験研究やそのほか公的な目的を持って、SNP情報の利用を希望する者に対して、この要項によって情報の提供を行う。

(提供する情報)

第2 提供する情報は、本会の「SNP検査に関する取扱要項」の制定以前に次号にいう改良関係機関が共同研究等で収集し所有するSNP情報を含めて、本会が管理するすべてのSNP情報をいう。

2 改良関係機関とは、家畜人工授精事業体協議会会員、独立行政法人家畜改良センター、公益社団法人畜産技術協会をいう。

(情報の利用者)

第3 情報の利用者は、本会の「個人情報保護規程」に基づき、「個人情報保護方針」の4の(1)に定めた試験研究機関及び改良関係機関等とする。

(利用申請)

第4 情報の利用を希望する者は、別記様式の「SNP情報等の利用申請書」に必要事項を記入して、本会に提出する。その際には、申請書の「利用目的」及び「利用する情報の内容(範囲)」について具体的に記入する。

(情報の提供)

第5 本会は、前項で利用申請のあったものについて、その内容を審査し、この要項に準拠していると判断したときは、これを認め、第2にいう情報を電子媒体等によって申請者に提供する。合わせて、これを第2にいう改良関係機関に報告する。

2 本会は、情報の提供にあたって、特別な理由がない限り、その利用者に対してデータ編集及び作成に係る費用の負担を求めない。

(情報の利用者の責務)

第6 情報の利用責任者は、次の事項を順守し、提供された情報を適正に管理しなければならない。

(1) 提供された情報を、目的以外に利用してはならない。

(2) 情報を利用して得られた結果は、本会に報告するとともに、その結果の全部又は一部を公表するときには、あらかじめ本会の承認を得なければならない。

(3) 前号で、その結果を公表するときには、特定な個人又は団体、地域等の不利益にならないように十分留意しなければならない。

(雑 則)

第7 この要項の定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを定める。

(実 施)

第8 この要項は平成26年6月3日から実施する。

(様式)

S N P 情報等の利用申請書

平成 年 月 日

一般社団法人日本ホルスタイン登録協会長 様

申請者団体
代表者氏名

印

標記の件について、下記のとおり利用申請します。

記

1. 利用目的

2. 利用する情報の内容（範囲）

3. 利用期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 利用者並びに所属部署

(1) 利用責任者並びに利用者（補助者を含む）

責任者：所属部署	氏名
利用者：所属部署	氏名
所属部署	氏名

5. 順守事項など

(1) 利用期間中の情報の取扱い

利用責任者は、提供された情報を、利用者以外又は利用目的以外に使用しないよう管理しなければならない。

(2) 利用終了後の情報の取扱い

利用責任者は、提供された情報を利用終了した後、関係データを電子媒体から消去、破棄しなければならない。

(3) 利用結果等の取扱い

提供された情報から得られた結果等を公表するときは、あらかじめ一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の承認を得ること。